

平成21年4月1日

**重要事項説明書****短期入所生活介護サービスおよび「介護予防」短期入所生活介護サービス**社会福祉法人 仁南会  
さうす国見

当施設はご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

**1. 短期入所生活介護の概要****(1) 短期入所生活介護のサービス提供地域**

通常のサービス提供地域 全地域（基本送迎対象地域は御所市）

**(2) 指定基準職員体制（介護予防事業兼務）**

・介護職員	31名	・看護職員	3名
・生活相談員	1名	・機能訓練指導員	1名（看護職員兼務）
・管理栄養士	1名	・医師	1名（嘱託）

※当サービスは専用床（4床）と併設する指定介護老人福祉施設（96床）の入院等で生じる空床を利用した短期入所生活介護事業です。その為、指定基準職員数は併設する指定介護老人福祉施設の指定職員基準と合算しています。

**(3) 施設の設備の概要**

・定員 4名（他に併設する介護老人福祉施設定員96床の空床を利用します。）

※介護保険法により、ご利用頂く居室（専用床・空床）により利用金額が異なります。

		室数	面積（㎡）
居室	個室	24	16.80/人
	2人室	2	13.92/人
	3人室	0	/人
	4人室	18	12.00/人
	計	44	13.54/人
医務室	共用	1	50.08
静養室		1	18.25
機能回復訓練室		2	67.20
食堂		8	327.06
浴室		4	166.33
① 建物の構造		鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	
② 建物の延べ床面積		6,106.27㎡	

・送迎車 1台（昇降式リフト車）

## 2. サービス内容

- (1) ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練及び日常生活上のお世話を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (2) ご利用者の要介護状態または要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
- (3) サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に務めます。
- (4) 心身の状況、又はご家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくはご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供します。
- (5) サービス提供の際に、次の事項について留意します。
- ①災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、利用定員を超えて入所させません。
  - ②ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。
  - ③感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じます。
  - ④利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。又、ご利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うと共に、相当期間以上継続して入所するご利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行います。
  - ⑤ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- 食事の提供    送迎    入浴介助    日常生活介護    生活相談
- 日常動作機能訓練    レクリエーション    健康管理・チェック

## 3. 利用時のお願い

- ご利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意してください。
- (1) 利用の休止および中止を希望する場合には、すみやかに連絡ください。また、利用中および利用後に心身の状態に異変が生じた場合には直ちに職員・施設へ連絡してください。
  - (2) 一時的な外出を希望する場合には、所定の手続きにより届け出てください。
  - (3) 当施設が特に必要と指定する用具備品は用意準備してください。
  - (4) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日及び利用中の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。
  - (5) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力してください。
  - (6) 施設内で次の行為をしないでください。
  - (7) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
    - ・けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
    - ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
    - ・指定した場所以外で火気を用いること。
    - ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

## 4. 利用料金

### (1) 基本利用料 (別表)

- ①ご利用者の要介護度及び居住環境に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担額) をご負担いただきます。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)  
但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い (いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法) の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ②提供を受ける短期入所生活介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をご負担いただきます。

### (2) 加算 (別表)

- ①体制加算・・・介護保険法の規定により、施設のサービス体制 (設備、人員配置等) により、基本利用料に加えて一律にご負担いただきます。
- ②個別加算・・・介護保険法の規定により、ご利用者の状態 (送迎、療養食等) により、利用料に加えて個別にご負担いただきます。

### (3) 滞在費 (別表)

- ①個室をご利用される場合、1日1, 550円をご負担いただきます。
- ②多床室をご利用される場合、1日 320円をご負担いただきます。
- ③ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に掲載している負担限度額とします。(特定入所者介護サービス)

### (4) 食費 (別表)

- ①1日あたり1, 750円をご負担いただきます。  
(内訳 朝食: 320円、昼食740円、夕食690円)
- ②ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に掲載している負担限度額とします。(特定入所者介護サービス)

### (5) 交通費 (別表)

通常のコサービスを提供する地域 (御所市) にお住まいの方は無料です。  
それ以外の地域の方は、おたずねするための交通費が必要です。  
(送迎加算とは別です。)

### (6) 他の利用費 (別表)

食費を含め日常生活に必要な用途に対して費用をご負担いただきます。  
なお、特に身体、医療状況で配慮が必要な場合やそれに変わるものを用意いただけるものに関しては職員に申しつけてください。内容により徴収しない場合があります。

## (7) キャンセル料

キャンセル料はいただきませんが、利用の中止や終了等の場合は、利用日の午前9時までには必ずお電話等で連絡願います。

## (8) 利用料金のお支払い方法

料金のお支払方法は以下のとおりです。

- ・あらかじめ登録した指定金融機関による口座振替方式
- ・利用開始日に利用期間分相当額を現金集金方式で徴収させていただき、利用終了日に精算する前払清算方式

なお、他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。

なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者とご相談ください。

### (2) サービス利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。  
※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

### (3) サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合  
⇒サービスの終了を希望する日の前日までにお申し出下さい。
- ② 当施設の都合でサービスを終了する場合  
⇒人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
⇒以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ・ ご利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他  
⇒当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。  
⇒ご利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設のサービスご利用者に対して背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者、協力医療機関（秋津鴻池病院）へ連絡をいたします。

### <協力医療機関>

医療機関の名称	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
所在地	奈良県御所市池之内1064
診療科	内科 整形外科 精神科 循環器科

## 7. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合はこの限りではありません。

## 8. サービス内容に関する苦情

短期入所生活介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

さうす国見

電 話：0745-64-3020

・苦情解決責任者 管理者 福田正親

・苦情受付担当者 主任 土井義清

また、ご意見箱を1階喫茶コーナー前に設置しています。

奈良県国民健康保険団体連合会

〒644-0061 奈良県橿原市大久保町302-1

奈良県市町村会館内

電 話：0744-21-6811（相談専用）

：0120-21-6899

FAX：0744-21-6822

奈良県運営適正化委員会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター内

電 話：0744-29-1212（直通）

FAX：0744-29-1212（直通）

御所市役所

〒639-2298 奈良県御所市1-3

電 話：0745-62-3001（代）

奈良県庁

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

電 話：0742-22-1101（代）

## 9. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- (1) 防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害要の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう務める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
  - ・利用者を含めた総合訓練 年1回以上
  - ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 10. 当施設の概要

### (1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 仁南会（じんなんかい）
代表者名	平井基陽
所在地・連絡先	（住所）奈良県御所市柏原1594-1 （電話）0745-63-1102 （FAX）0745-63-1104
URL Email	http://www.jinnankai.jp/ sausukunimi@jinnankai.jp

### (2) 事業所の概要

事業所の名称	さうす国見（さうすくにみ）
所在地・連絡先	（住所）奈良県御所市柏原1320 （電話）0745-64-3020 （FAX）0745-63-2615
事業所番号	2970800278
管理者の氏名	福田正親

## 11. その他

上記に定めのないものは、介護保険法によるものとします。

## &lt; 重要事項説明書による利用料金表 &gt;

## ○介護保険法による短期入所生活介護サービス費

該当事業所区分：サービス提供体制強化（Ⅰ）

居室区分	介護状態	基本料金	保険適用時負担額	
個室	要介護1	6,210円/日	621円/日	
	要介護2	6,920円/日	692円/日	
	要介護3	7,620円/日	762円/日	
	要介護4	8,330円/日	833円/日	
	要介護5	9,030円/日	903円/日	
多床室	要介護1	7,030円/日	703円/日	
	要介護2	7,740円/日	774円/日	
	要介護3	8,440円/日	844円/日	
	要介護4	9,150円/日	915円/日	
	要介護5	9,850円/日	985円/日	
加算	体制	サービス提供体制強化（Ⅰ）	120円/日	12円/日
		夜勤職員配置（Ⅰ）	130円/日	13円/日
		看護体制（Ⅰ）※空床利用時	40円/日	4円/日
		看護体制（Ⅱ）※空床利用時	80円/日	8円/日
	個別	送迎（片道）	1,840円/回	184円/回
		福祉施設療養食	230円/日	23円/日
		認知症行動・心理症状緊急対応	2,000円/日	200円/日

## ○介護保険法による介護予防短期入所生活介護サービス費

該当事業所区分：サービス提供体制強化（Ⅰ）

居室区分	介護状態	基本料金	保険適用時負担額	
個室	要支援1	4,640円/日	464円/日	
	要支援2	5,770円/日	577円/日	
多床室	要支援1	5,140円/日	514円/日	
	要支援2	6,330円/日	633円/日	
加算	体制	サービス提供体制強化（Ⅰ）	120円/日	12円/日
	個別	送迎（片道）	1,840円/回	184円/回
		福祉施設療養食	230円/日	23円/日
		認知症行動・心理症状緊急対応	2,000円/日	200円/日

## ●滞在費

区 分	金 額 (個室)	金 額 (多床室)
第1段階	320円/日	0円/日
第2段階	420円/日	320円/日
第3段階	820円/日	320円/日
上記以外	1,550円/日	320円/日

## ●食費

区分	金 額
第1段階	300円/日
第2段階	390円/日
第3段階	650円/日
上記以外	1,750円/日

## ●送迎交通費

対象地域	内 容	利用料金
実施地域外の交通費 (御所市以外)	片道 5km未満	100円/回
	片道 10km未満	200円/回
	片道 15km未満	300円/回
	以下同様に5km加算につき	100円/回

## ○他の利用費

項目	内 容	利用料金	
食費	1日あたり	1,750円	
	内 訳	朝食	320円
		昼食	740円
		夕食	690円
特別な食事 (酒を含みます)	ご希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費相当額	
理髪・美容	月に1回、専門業者による有料理髪・美容サービスをご利用いただけます。	1,300円/回 ～	
日常生活上必要となる 諸費用	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。(タオル・歯磨き・歯ブラシ・ティッシュ・石鹸・おしぼり・エプロン等)	実費相当額	
教養娯楽費	参加いただく施設のレクリエーション、クラブ活動参加費として、特に個別的な費用として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額	
通信費	電話・はがき・切手・コピー・ファックス等をご利用になった場合の費用です。	実費相当額 (10円～)	
光熱水費	個人的に使用する(例えば電気器具の持込)場合に実費相当額をご負担頂きます。 電気ポット(35円/日) 冷蔵庫(25円/日) テレビ(20円/日) テレビデオ(30円/日) ラジオ・ラジカセ(20円/日) 電気毛布(40円/日) その他については、ご相談の上料金設定しご負担いただきます。	実費相当額	
医薬品に関する費用	ガーゼ・ストマ装具・ウロパック等ご希望に応じて提供した場合の費用です。	実費相当額	
設備備品等の利用 または設備等の破損	業者の請求に基づき、実費をご負担いただきます。	実費相当額	
クリーニング	ご希望の場合は、職員までお申し付けください。	実費相当額	
経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。			

## 重要事項説明書（別紙）

平成21年4月1日

### ■サービス提供体制強化加算（Ⅰ）について

介護保険法の規定により、サービスを提供する介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が常勤換算方式により50%以上の場合に加算されます。

### ■夜勤職員配置加算（Ⅰ）について

介護保険法の規定により、夜勤時間帯（午後10時～翌日の午前5時）を含めた連続する16時間の職員配置状況により算定されます。

### ■看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）について ※空床利用の居室のみ

介護保険法の規定により、本体介護老人福祉施設の空床（入院・外泊等）居室を利用する場合、本体施設の加算体制が適用されます。

本体施設である、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）「さうす国見」では、次のとおり職員を配置しています。

（Ⅰ）看護師が配置

（Ⅱ）指定基準以上の看護職員を配置

### ■実習生、研修生受け入れに伴うお願い

当施設では社会福祉・介護福祉施設の役割・使命として、明日の福祉介護業界を担う人材育成に寄与する事が求められています。そのため、年間を通じ介護実習生をはじめ、介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、栄養士、医師、看護師、医療技術等実習研修生を受け入れております。

つきましては、指導者との場面に同行する場合がございます。ご利用者におかれましては、主旨・事情をご理解いただき、ご承諾・ご協力下さいますようお願いいたします。

<変更履歴>

平成16年5月1日

- ・施設創設により作成しました。

平成17年5月1日

- ・姉妹施設「国見苑」改修工事により、職員配置基準、入所定員を変更しました。  
(0床→15床)

平成17年10月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・居住費・食費が変更になりました。

平成17年12月1日

- ・姉妹施設「国見苑」改修工事終了により、職員配置基準、入所定員を変更しました。  
(15床→4床)

平成18年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。

平成18年11月1日

- ・管理者を変更しました。

平成20年1月19日

- ・法人の代表者を変更しました。

平成21年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。